

令和7年度 大阪府自転車ヘルメット着用モニター事業 実施要項

1. 目的

大阪府では、令和6年に自転車乗車中の交通事故で死傷された方のうち、死者が34人と2年連続で全国ワーストとなったほか、重傷を負われた方も1,076人と9年連続で全国ワーストとなり、大変厳しい状況が続いている。そのような状況に関わらず、交通事故の際に頭部への被害を軽減することが明らかである自転車ヘルメットの着用状況については、警察庁が実施した全国調査の結果によると、大阪府での着用率は令和6年度が5.5%、令和7年度が7.2%と2年連続で全国ワーストとなっている。

府内の自転車乗車中の死傷者数を年齢別で見ると、死者及び重傷者の割合として65歳以上の高齢者が多いという特徴があることから、まずは高齢者の自転車ヘルメット着用を促進させるべく、実際に自転車ヘルメットを着用し、その姿を周囲に発信しながら、アンケート等にもご協力いただく「自転車ヘルメット着用モニター事業」を実施することとする。

2. 事業の内容

(1) 着用モニターの人数 50名

(2) モニターの活動内容

ア 自転車乗車時におけるヘルメットの着用

イ アンケートへの回答

ウ ヘルメットの着用啓発等への協力

(「モニターとして活動した感想」などを地元の会合等で周囲の方々に共有する 等)

(3) 支給品 (※不良品を除き、自転車ヘルメットおよびヘルメットホルダーの追加支給等は行いませんのでご了承ください。)

自転車ヘルメット (1名につき1個)

ヘルメットホルダー (1名につき1個)

(4) モニター活動期間

事前講習受講後～令和8年9月30日(水)

3. 応募要件

着用モニターは、次の(1)～(8)のすべての条件を満たすものとする。

(1) 65歳以上であること(令和7年4月1日時点)。

(2) 大阪府内に居住地があること。

(3) 週に1回程度自転車を利用し、自転車ヘルメットを持っていないこと。

(4) 自転車損害賠償責任保険等へ加入している又はこれから加入すること。

(5) 自転車乗車時には、必ず支給された自転車ヘルメットを着用すること。

(6) モニターとして自転車ヘルメットの着用啓発等に協力すること。

(7) アンケートの回答に協力すること。

(8) 大阪府が実施する事前講習(下記「5. 事前講習について」参照)を受講すること。

4. 申込みについて

(1) 応募方法

上記「3. 応募要件」をすべて満たし、ヘルメット着用モニターとしての活動を希望する者は、以下 URL 内の「大阪府自転車ヘルメット着用モニター事業」のページより、「申込書 兼 誓約書」の様式をダウンロードの上、住所、氏名、生年月日など必要事項を記入し、電子メール・郵送・持参のいずれかの方法により、大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課安全対策グループあて提出するものとする。

(2) 応募期間

令和7年12月1日（月） ～ 令和8年2月27日（金）までとする。

※ただし、モニターの人数が50名に達した時点で申込受付を終了する。

(3) 選考とモニターの決定

応募書類（「申込書 兼 誓約書」）が担当課に到着次第、書類に不備が無いことと「3. 応募要件」を書類上満たしているかを審査し、府が着用モニターの〔候補者〕として決定する。

※先着50名までとする。

応募書類が令和7年12月22日（月）までに担当課に到達し、モニター〔候補者〕として決定した方には、令和8年1月9日（金）までに、モニター〔候補者〕として決定した旨と、事前講習の案内を手元に届くよう送付する。

モニター〔候補者〕の方は、府が実施する事前講習（「5. 事前講習について」参照）を受講し、当該講習受講時に「3. 応募要件の(1)(2)」について、本人確認書類による確認を受けた後、正式にモニターとして決定する。

(4) 「大阪府自転車ヘルメット着用モニター事業」ホームページURL

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130080/kotsukeikaku/annzenntaisaku/helmetmonitor.html>

(5) その他

ア 応募等に係る経費（通信費、郵送費用等）は応募者が負担することとする。

イ 応募者1名につきヘルメット1個までの応募を上限とし、同一応募者による複数の申請は原則無効とする。（※複数の応募者による応募書類を同一の者が取りまとめて提出することは問題ない）

ウ 入力漏れなど不完全な申請の場合は原則無効とする。

5. 事前講習について

以下の日時・会場にて開催予定（※講習内容は同一）のため、いずれか1日に参加すること。

(1) 日時・会場

番号	日時	会場
①	令和8年1月19日（月曜日） 14時～15時30分	泉北府民センタービル 会議室 （堺市西区鳳東町4丁390番地1）
②	令和8年1月21日（水曜日） 14時～15時30分	三島府民センタービル 会議室 （茨木市中穂積1-3-43）
③	令和8年1月23日（金曜日） 14時～15時30分	中河内府民センタービル 会議室 （八尾市荘内町2丁目1-36）
④	令和8年1月26日（月曜日） 10時30分～12時	大阪府庁新別館北館 会議室 （大阪府中央区大手前3丁目1-43）
⑤	別途、調整を希望する	（上記いずれも都合が悪い場合等）

※各回、講習開始時刻の30分前に受付開始予定。

※応募書類が令和7年12月22日（月）までに担当課に到達する分について、令和8年1月実施の事前講習（上記①～④）の対象とすることとし、それ以降に到達したものについては、上記⑤のとおり、事前講習の日時等について、別途調整することとする。

(2) 事前講習時の持ち物

ア 氏名、生年月日、現住所が確認できる本人確認書類（※運転免許証や運転経歴証明書、マイナンバーカードなど、顔写真付きの身分証明書）

※受付時に応募書類との照合を行います。確認ができない場合は講習を受講いただけません。

イ 筆記用具

(3) 注意事項

ア 事前講習受講にあたっての交通費は、応募者が負担することとする。

イ 当日、自転車ヘルメット及びヘルメットホルダーを渡すため、持ち帰るための箱や袋が必要な場合は持参すること。

ウ (1)の会場は参加人数等によっては変更する可能性があるので、留意すること。なお、複数の日程にて事前講習の受講が可能な場合は、第3希望まで記入すること。

エ 上記①～⑤いずれの日程においても事前講習を受講しない場合（日程調整に応じない場合）は、応募を辞退したものとみなす。

6. アンケート調査について

アンケートは、以下のとおり合計2回実施するものとし、大阪府よりモニターの方へ事前講習時に配付する。モニターの方は指定された時期にアンケートの回答を行うものとする。

アンケートの実施時期は以下のとおりとする。

- (1) 令和8年2月中旬～下旬（1回目）
- (2) 令和8年9月上旬～中旬（2回目）

アンケートの回答期限は、それぞれのアンケート用紙に記載の期限までとする。また、回答期限を経過しても回答がない場合は、担当課から個別に回答を依頼する。

7. 自転車ヘルメットの着用啓発等への協力について

モニターについては、活動期間中のいずれかのタイミングにおいて、「モニターとして活動した感想」や「ヘルメットを着用して感じたこと」などを地元の会合などにおいて周囲の方々に共有し、その内容を令和8年10月9日（金）までに別紙【報告様式】において、大阪府に報告することとする。

また、事前講習受講時に「大阪府広報への協力の意思表示」を行ったモニターに対しては、インタビューやイベント等への出演依頼を行う場合がある。インタビュー等の内容は、大阪府のホームページで公開する予定であるが、インタビューやイベント等への参加に伴う交通費はモニターが負担することとし、大阪府からは交通費や報酬等を支給しないものとする。

8. 個人情報

申込時に収集した個人情報は、本事業の目的の達成に必要な範囲でのみ使用する。

9. その他

- (1) 自転車ヘルメットは、大阪府が指定する商品のサイズ・色の中から、希望のものを選択することができる。
- (2) ヘルメットのサイズ・色については、応募申込後は原則、変更・交換できない。
- (3) モニター活動期間中に住所や連絡先が変更となった場合は、下記問い合わせ先に申し出ること。

10. 問い合わせ先

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課安全対策グループ

〒540-8570

住所：大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館4F

電話番号：06-6944-9290（直通）

Mail：kotsudoro-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp

この要項は、令和7年12月1日から施行する。